

【スマホ決済アプリによる納付に関するQ&A】 (PayB版)

No.1	一般的事項
Q	PayBとは。(利用方法等)
A	<p>ご利用したい金融機関ごとにPayBアプリが異なるので、金融機関のホームページやAppStore、GooglePlayからアプリをダウンロードし、納税通知書等に印刷されたバーコード情報をスマートフォンのカメラで読み取り、あらかじめ登録した金融機関(銀行口座)からいつでもどこでも簡単に納付できるサービスです。ただし、登録後、利用開始時期は、金融機関により異なりますのでご利用の金融機関へお尋ねください。PayBはビリングシステム株式会社が提供するサービスです。詳しい情報は、ビリングシステム株式会社のホームページ(http://payb.jp/) (外部サイトへリンク)をご確認ください。</p>

No.2	利用可能な金融機関
Q	PayBが利用できる金融機関。
A	<p>アプリ対応の主な金融機関(県内に本支店がある金融機関及びネット銀行) 肥後銀行、鹿児島銀行、宮崎銀行、北九州銀行、大分銀行、佐賀銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行、イオン銀行、ゆうちょ銀行等。</p>

No.3	対象税目及び利用可能額
Q	PayBでの納付が可能な税目及び利用が可能な税額を教えてください。
A	<p>スマホ納付ができる税目は、以下のとおりです。 自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税 コンビニ収納と同様に金額が30万円を超える税額のものとは利用できません。</p>

No.4	利用するために準備するもの
Q	PayBを利用するために準備するものは？。
A	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン ・「PayB」や「ひぎんPayB」などのアプリ ・コンビニ対応のバーコード情報が印字されている熊本県が発行した納付書 (PayBに係る業務は、ビリングシステム株式会社が運用しており、ビリングシステム株式会社のホームページ等で確認してください。)

No.5	納税義務者と家族分の納付
Q	家族名義の県税(自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税)をスマホで納付(支払うことは)できますか。
A	どなたの名義でも、1件ごとにスマホカメラでバーコード情報を読み取り、登録した名義人の口座から納付することができます。

No.6	利用限度額
Q	支払える税額の上限はありますか。
A	<p>次の税目(自動車税種別割・個人事業税・不動産取得税)は利用することができ、1件あたりの税額がの上限額は30万円以下です。また、一日の合計支払限度額も最大30万円となります。</p> <p>【注】1件あたりの納付税額が30万円を超える納付書には、バーコード情報の印字がされていません。</p>

No.7	利用可能時間帯等
Q	利用できない時間帯はありますか。
A	原則 24 時間ご利用できます。ただし、土日や年末年始など利用できない時間帯も想定されているため、ご利用される金融機関のホームページ等でご確認ください。

No.8	納期限後の利用
Q	納期限(納付期限)が過ぎた納付書でも支払手続は可能ですか。
A	バーコード印刷のある納税通知書に記載されている納期限後は、ご利用できません。金融機関又は県税窓口において現金でご納付ください。(再発行した納付書であれば、コンビニと同様にその年度内は、納期限が過ぎた納付書でも納付が可能です。)

No.9	納付書紛失時再発行
Q	納税通知書を紛失し、(納付書を)再発行してもらったのですが、スマホ納付は利用できますか。
A	基本的にはコンビニで利用可能なバーコード情報をスマホカメラで読み込むことができれば利用可能です。読み込んでも税額等の情報が出力されない場合等は、利用できませんので金融機関や窓口にて納付をお願いします。

No.10	車検用の納税証明
Q	車検用の納税証明書は送ってもらえますか。
A	車検用の納税証明書の送付は行いませんのでご了承ください。(車検時に運輸支局において、自動車税種別割の納付情報を確認できるようになり、納税証明書の提示が省略できるようになったため、納税証明書は送付いたしません。)

No.11	納付日
Q	納付日はいつになるのですか。(いつ引き落とされますか。)
A	PayBを利用して付手続きが完了した時点が納付日となり、金融機関の口座から即時に引き落とされます。(ただし、手続きをされてから、納税の確認まで最大2週間程度を要しますので、早急に納税証明書等が必要となる場合は、金融機関や県の窓口での納付をお願いします。)

No.12	領収書の発行
Q	領収証書は発行されますか。
A	熊本県から領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。通帳記帳や支払完了時の通知メール・取引履歴でご確認ください。領収証書の必要な方は、必ず金融機関や窓口での納付をお願いします。

No.13	決済手数料
Q	PayBを利用するのに手数料がかかりますか。
A	PayBを利用して県税を納付する場合、手数料は必要ありません。ただし、スマートフォンのポケット通信料は自己負担となります。

No.14	スマホ収納のメリット
Q	スマホ決済アプリを利用した納付のメリットはなんですか。
A	利用される方は、24時間、自宅や外出先から簡単にキャッシュレスで納付することができます。また、非対面で納付できますので、感染症予防対策としてもメリットがある他、納税通知書等に印字された個人情報等をコンビニ等の窓口で人に見られる心配もありません。

No.15	スマホ紛失
Q	PayBを使用しているスマートフォンを紛失したが、どうしたらよいか。
A	警察に届け出ていただくとともに、スマートフォン通信会社やご利用の金融機関にご連絡ください。

No.16	セキュリティ
Q	PayBのセキュリティについて。
A	PayBに登録されたお客様のデータは、スマートフォン等の機器上には記録されず、全て専用センターに設置されたサーバー上で安全に保管されています。安心してご利用ください。(詳しくは、ご利用の金融機関のホームページ等でご確認ください。)